

株 主 各 位

神奈川県横浜市旭区鶴ヶ峰本町一丁目27番13号

株式会社フットマン

代表取締役社長 清 水 一 郷

第36回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第36回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成24年6月26日（火曜日）午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年6月27日（水曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県横浜市西区南幸2丁目16番地28
横浜国際ホテル 2階 松竹の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第36期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）事業報告
及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件

4. 招集に当たっての決定事項

◎代理人による議決権行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

◎本株主総会招集通知に掲載しております株主総会参考書類、事業報告、計算書類を修正する場合の周知方法

株主総会参考書類、事業報告、計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ<http://www.wattmann.co.jp>に掲載いたしますのでご了承ください。

以 上

(お願い) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新興国をはじめとした海外経済の改善や各種の政策効果を背景に、緩やかな回復の傾向が見られましたが、東日本大震災の影響により景気の先行きは不透明感を増し、依然として雇用情勢や所得環境は厳しい状況にあり、生活防衛意識や節約志向の高まりにより個人消費は低迷し、引き続き厳しい状況で推移いたしております。

このような状況のもと、当社は当事業年度を事業拡大の準備期間と位置付けており、マニュアルの充実によるマネジメント力の強化を積極的に進めてまいりました。

営業政策面では、将来の成長に向けて、売筋ジャンルの強化、積極的な買取と査定精緻化を進め、良質在庫の増大に努めてまいりました。また、適時な売価変更と売場への継続的な商品供給を行い、売場の活性化からお客様の購買意欲を高め、売上高の増加と売上総利益額・率の向上に努めてまいりました。

また長期的な収益性の観点から、オフハウス返子店をブックオフ返子久木店に転換し、ハードオフ・オフハウス横浜本郷台店を閉店してブックオフ横浜本郷台店を増床いたしました。

これらの結果、当事業年度の売上高は、下期以降回復傾向にあるものの、上期の減収を取戻すには至らず、前年同期と比べ66百万円(2.1%)減収の31億44百万円となりました。営業利益は、一部店舗の業態変更による初期費用の発生により、前年同期と比べ66百万円(24.0%)減益の2億10百万円となりました。経常利益は、前年同期と比べ49百万円(18.4%)減益の2億21百万円となりました。当期純利益は、減損損失の発生や税制改正による法人税等調整額の増加により、前年同期と比べ59百万円(24.1%)減益の1億89百万円となりました。

事業部門別売上高

部門別	期別	前事業年度(第35期)		当事業年度(第36期)		前年同期比
		売上高	構成比	売上高	構成比	
		千円	%	千円	%	%
ハードオフ事業		843,262	26.3	835,639	26.6	99.1
オフハウス事業		1,468,543	45.7	1,400,280	44.5	95.4
ブックオフ事業		899,536	28.0	908,438	28.9	101.0
合計		3,211,342	100.0	3,144,358	100.0	97.9

(ハードオフ事業)

ゲームが健闘いたしましたが、売上高は、8億35百万円と前年同期と比べ7百万円(0.9%)の減収となりました。セグメント利益(営業利益)は、1億27百万円と前年同期と比べ3百万円(2.4%)の減益となりました。

(オフハウス事業)

婦人服、メンズ服、子供服、バッグの買取強化及び商品化力向上により健闘いたしましたが、売上高は、14億円と前年同期と比べ68百万円(4.6%)減収となりました。セグメント利益(営業利益)は、2億38百万円と前年同期と比べ13百万円(5.2%)の減益となりました。

(ブックオフ事業)

ゲームが好調であり、新規開設店舗も寄与し、売上高は、9億8百万円と前年同期と比べ8百万円(1.0%)の増収となりました。セグメント利益(営業利益)は、76百万円と前年同期と比べ67百万円(47.0%)の減益となりました。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は1億10百万円であり、その主なものは、各事業所の設備の改修が64百万円、ブックオフ逗子久木店への転換に28百万円、ブックオフ横浜本郷台店の増床に13百万円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況の推移

項 目	期 別	第 33 期	第 34 期	第 35 期	第 36 期
		平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで	平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで	平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで	(当事業年度) 平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで
売 上 高 (千円)		2,995,329	3,245,426	3,211,342	3,144,358
経 常 利 益 (千円)		35,295	247,338	271,723	221,793
当 期 純 利 益 (千円)		72,622	264,843	248,980	189,082
1株当たり当期純利益 (円)		6.63	24.21	22.76	17.28
総 資 産 (千円)		3,377,169	3,359,375	3,381,612	3,400,317
純 資 産 (千円)		1,764,360	2,001,360	2,197,155	2,376,020

(9) 対処すべき課題

当社は利益体質の維持拡大を重要課題と考えており、そのために以下の課題に取り組んでまいります。

- ① 買い取りと商品化力を強化するとともに売価変更を早期に行い、お客様に魅力ある新鮮な商品と豊富な品揃えを提供してまいります。
- ② リユース事業のレベルアップと利益率向上のため、マニュアルの充実による従業員の人材育成（マネジメント力の強化）を集中的に実施してまいります。
- ③ 現状のオペレーションを徹底的に見直し、作業分担の明確化を図り人的生産性向上によるローコスト経営を目指してまいります。
- ④ 新設事業所の経営効率を高め、投資回収を強力に進めてまいります。
- ⑤ 営業政策面の課題解決をスピーディかつ徹底的に実行してまいります。

(10) 重要な親会社及び子会社

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容 (平成24年3月31日現在)

当社は、神奈川県に展開している店舗において、リユース商品を中心に販売しております。事業形態は、ハードオフ事業・オフハウス事業・ブックオフ事業としております。主な販売品目は、次のとおりであります。

ハードオフ事業…オーディオ、ビジュアル、コンピュータ、ゲーム機、楽器、
CD、ゲームソフト、DVD、カメラなど

オフハウス事業…バッグ、貴金属、時計、家具インテリア、婦人服、
メンズ服、子供服、ギフト、スポーツ用品、ベビー用品など

ブックオフ事業…書籍、ビデオ、CD、ゲームソフト、DVD

(12) 事業所 (平成24年3月31日現在)

① 本社 神奈川県横浜市旭区鶴ヶ峰本町一丁目27番13号

② 店舗 神奈川県

ハードオフ事業

ハードオフ横浜上郷店 ハードオフ梶ヶ谷店

ハードオフ川崎大師店 ハードオフ湘南台店

ハードオフ綾瀬店 ハードオフ座間店

ハードオフ鎌倉手広店 ハードオフ横浜鶴ヶ峰店

ハードオフ横須賀堀ノ内店 ハードオフ横須賀佐原店

ハードオフ横浜朝比奈店

オフハウス事業

オフハウス横浜上郷店 オフハウス梶ヶ谷店

オフハウス北久里浜店 オフハウス湘南台店

オフハウス綾瀬店 オフハウス座間店

オフハウス鎌倉手広店 オフハウス横浜鶴ヶ峰店

オフハウス横須賀堀ノ内店 オフハウス横須賀佐原店

オフハウス横浜朝比奈店

ブックオフ事業

ブックオフ横浜鶴ヶ峰店 ブックオフ横須賀堀ノ内店

ブックオフ横浜朝比奈店 ブックオフ鎌倉手広店

ブックオフ横浜本郷台店 ブックオフ横須賀中央店

ブックオフ逗子久木店

計29店

(13) 主要な借入先 (平成24年3月31日現在)

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社第四銀行	204
株式会社みずほ銀行	107
株式会社商工組合中央金庫	87
株式会社りそな銀行	16
株式会社横浜銀行	14
株式会社三井住友銀行	14

(14) 従業員の状況 (平成24年3月31日現在)

従業員数	前期末比増加数	平均年齢	平均勤続年数
名	名	才	年
70	6	35.2	7.8

(注) 上記従業員には臨時従業員 416名 は含んでおりません。

2. 会社の株式に関する事項 (平成24年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 24,000,000株
(2) 発行済株式の総数 11,368,541株 (自己株式 429,801株を含む。)
(3) 株主数 701名
(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
清水一郷	1,789	16.36
株式会社ハードオフコーポレーション	1,502	13.73
田中玲子	655	5.99
田中和雄	527	4.82
株式会社デンコードー	524	4.79
堀内裕紀	431	3.94
渡邊未来	429	3.93
田中麻紀	367	3.36
清水遙	364	3.33
清水万葉	362	3.32

- (注) 1. 当社は、自己株式429,801株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。
2. 持株比率は、自己株式 429,801株を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	清 水 一 郷	社長室 室長 情報システム室 室長 内部監査室 室長
取 締 役 副 社 長	田 中 和 雄	
常 務 取 締 役	渡 邊 英 伸	七松優公認会計士税理士事務所 衆議院議員
取 締 役	清 水 とも子	
常 勤 監 査 役	本 間 直 之	
監 査 役	七 松 優	
監 査 役	浅 尾 慶一郎	

- (注) 1. 平成23年6月28日開催の第35回定時株主総会において、渡邊英伸氏は取締役に選任され就任いたしました。
2. 監査役全員は、社外監査役であります。
3. 監査役七松優氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役七松優氏は、大阪証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 5名 52,626千円

監査役 3名 10,227千円 (うち社外監査役 3名 10,227千円)

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

② 主要取引先等特定事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

常勤監査役本間直之氏は取締役に100%出席し、主に経営的な見地から発言を行っております。また、監査役会へ100%出席し、議案審議等必要な発言を行っております。

監査役七松優氏は取締役に100%出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。また、監査役会へ100%出席し、議案審議等必要な発言を行っております。

監査役浅尾慶一郎氏は取締役に50%出席し、主に国会議員としての見地から発言を行っております。また、監査役会へ50%出席し、議案審議等必要な発言を行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員全員と会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	17,000千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,000千円

(注) 当社と会計監査人との間に監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額で記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任若しくは不再任の決定を行います。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び従業員がとるべき行動の規範を示した「企業行動規範」を制定し、取締役及び従業員が法令・定款等を遵守することを徹底する。
- ② 取締役会は、取締役会規程に則り会社の業務執行を決定する。
- ③ 代表取締役社長は、取締役会規程に則り取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議、取締役会規程に従い職務を執行する。
- ④ 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は会社の業務執行状況を取締役会規程に則り取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書取扱規程並びに内部情報管理規程に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。
- ② 法令又は取引所適時開示規則に則り必要な情報開示を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 代表取締役社長の下に、組織横断的リスク状況の監視並びに全社的な対応は経理総務グループが行い、各部門所管業務に付随するリスク管理は担当部署が行うこととする。
- ② 各担当部署は、コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び古物営業法に係るリスクについて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、新たに生じたリスクについては、すみやかに対応責任者となる取締役を定める。
- ③ 各部門の責任者は、それぞれが自部門に整備するリスクマネジメントの体制の下、担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施するとともに、かかるリスクマネジメント状況を監督し、定期的に見直す。
- ④ 当社の経営に重大な影響を与えるリスクが発現した場合に備え、あらかじめ必要な対応方針を整備し、発現したリスクによる損失を最小限にとどめるために必要な対応を行う。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役については、経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できるようにするため、任期を1年としている。
 - ② 取締役会は、経営目標・予算を策定し、代表取締役社長以下取締役はその達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績管理を行う。
- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。
 - ② 監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。
- (6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告及び必要な情報提供を行う。報告及び情報提供の主なものは次のとおりとする。
1. 重要な社内会議で決議された事項
 2. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 3. 毎月の経営状況として重要な事項
 4. 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 5. 重大な法令・定款違反
 6. 重要な会計方針、会計基準及びその変更
- (7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について情報・意見交換を行う。
 - ② 監査役は必要に応じて、重要な社内会議に出席することができる。
 - ③ 監査役は会計監査人と定期的に会合を持ち、情報・意見交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については特に定めておりません。

(事業報告についての注記)

1. 以上ご報告いたしました金額、年令及び年数についてはその表示単位未満は切捨て、比率については表示桁未満を四捨五入して表示しております。
2. 売上金額には、消費税等を含んでおりません。

貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,296,022	流動負債	389,239
現金及び預金	666,977	買掛金	19,710
売掛金	21,240	1年内返済長期借入金	172,936
商品	436,129	未払金	7,366
前渡金	500	未払費用	129,948
前払費用	55,920	未払法人税等	13,341
繰延税金資産	61,502	未払消費税等	4,095
1年内償還長期預け金	44,533	前受金	24,015
その他	9,218	預り金	4,825
		賞与引当金	13,000
固定資産	2,104,294	固定負債	635,057
有形固定資産	1,063,087	社債	200,000
建物	403,176	長期借入金	271,012
構築物	16,388	繰延税金負債	10,305
車両運搬具	1,159	退職給付引当金	1,410
器具及び備品	59,236	預り保証金	152,268
土地	583,125	その他	60
無形固定資産	16,263	負債合計	1,024,296
電話加入権	4,504	(純資産の部)	
ソフトウェア	11,759	株主資本	3,112,363
投資その他の資産	1,024,944	資本金	500,000
投資有価証券	319,799	資本剰余金	1,681,733
長期前払費用	56,719	資本準備金	240,835
敷金及び保証金	648,424	その他資本剰余金	1,440,898
資産合計	3,400,317	利益剰余金	987,835
		その他利益剰余金	987,835
		繰越利益剰余金	987,835
		自己株式	△57,206
		評価・換算差額等	△736,342
		その他有価証券評価差額金	△54,955
		土地再評価差額金	△681,387
		純資産合計	2,376,020
		負債・純資産合計	3,400,317

損 益 計 算 書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		3,144,358
売 上 原 価		1,068,302
売 上 総 利 益		2,076,056
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,865,874
営 業 利 益		210,181
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	18,389	
受 取 手 数 料	9,880	
そ の 他	4,841	33,112
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	15,434	
そ の 他	6,064	21,499
経 常 利 益		221,793
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	4,659	
減 損 損 失	9,543	14,202
税 引 前 当 期 純 利 益		207,591
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		7,730
法 人 税 等 調 整 額		10,779
当 期 純 利 益		189,082

株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利益剰余金	自己株式	
		資本準 備 金	その他資本剰 余 金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	500,000	240,835	1,440,898	820,633	△57,097	2,945,269
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当				△21,879		△21,879
当 期 純 利 益				189,082		189,082
自己株式の取得					△109	△109
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計				167,202	△109	167,093
当 期 末 残 高	500,000	240,835	1,440,898	987,835	△57,206	3,112,363

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△66,726	△681,387	△748,114	2,197,155
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△21,879
当 期 純 利 益				189,082
自己株式の取得				△109
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	11,771		11,771	11,771
当 期 変 動 額 合 計	11,771		11,771	178,865
当 期 末 残 高	△54,955	△681,387	△736,342	2,376,020

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- その他有価証券…………… 時価のあるもの
期末決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直
入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）
時価のないもの
移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- 商品
リユース（ハードオフ・オフハウス事業） …… 売価還元法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）
リユース（ブックオフ事業） …… 総平均法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産……………定率法（ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（付属設備を除く）については定額法）
② 無形固定資産……………ソフトウェアは社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
③ 長期前払費用……………定額法
④ リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 引当金の計上基準

- ① 賞与引当金……………従業員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
② 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(5) ヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法……………金利スワップ取引については、特例処理要件を満たしておりますので、特例処理を適用しております。
② ヘッジ手段と対象
ヘッジ手段 ……金利スワップ取引
ヘッジ対象 ……借入金利
③ ヘッジ方針 ……内部規程に基づき、借入金利の将来の金利市場における利率上昇による変動リスクを回避する目的で利用しております。
④ ヘッジ有効性評価の方法……………金利スワップ取引について、特例処理の要件を満たしておりますので有効性の評価を省略しております。

(6) 消費税等に関する会計処理

- 税抜方式を採用しております。

(表示方法の変更)

損益計算書関係

前事業年度において「営業外収益」の「雑収入」に含めておりました「受取手数料」(前事業年度1,613千円)は、重要性が高まったため、当事業年度より区分掲記しております。

(追加情報)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 935,397千円

(2) 担保に供している資産

建 物 123,407千円

土 地 583,125千円

対応する債務

長期借入金 224,990千円

(3) 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日改正)に基づき事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて算出しております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

再評価前の帳簿価額 1,264,513千円

再評価後の帳簿価額 583,125千円

なお、当該事業用土地の平成24年3月31日における時価の合計額は、再評価後の帳簿価額の合計額を212,709千円下回っております。

(損益計算書に関する注記)

減損損失

当社は以下のグループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所
店舗等	建物	神奈川県横浜市栄区
	構築物	
	器具及び備品	

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業所を基本単位とした資産のグルーピングを行い、本社等については全社資産としてグルーピングしております。減損損失の認識に至った経緯としては、収益性の観点から撤退の意思決定をした事業所の固定資産帳簿価格を回収可能価格まで減額し、当該減少額を減損損失（9,543千円）として特別損失に計上いたしました。

減損損失の内訳は、建物8,097千円、構築物1,264千円、器具及び備品180千円であります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 発行済株式の総数に関する事項

普通株式 11,368,541株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末株式数
普通株式	428,813株	988株	-株	429,801株

(3) 配当に関する事項

(i) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	21,879	2	平成23年3月31日	平成23年6月29日

(ii) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年6月27日開催の定期株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 配当金の総額 21,877千円

② 1株当たり配当額 2円

③ 基準日 平成24年3月31日

④ 効力発生日 平成24年6月28日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
未払事業税	2,117千円
賞与引当金	4,901千円
未払事業所税	2,715千円
減損損失累計額	7,973千円
繰越欠損金	179,858千円
その他有価証券評価差額金	19,979千円
投資有価証券減損損失	9,100千円
その他	5,726千円
小 計	232,372千円
評価性引当金	△170,870千円
繰延税金資産合計	61,502千円
繰延税金負債	
その他	10,305千円
繰延税金負債合計	10,305千円
繰延税金資産の純額	51,196千円

2. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るため所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成24年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の40.3%から、回収又は支払いが見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは37.7%、平成27年4月1日以降のものについては35.3%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が3,035千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が2,908千円、その他有価証券評価差額金が127千円、それぞれ増加しております。

また、欠損金の繰越控除制度が平成24年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の80相当額が控除限度額とされることに伴い、繰越税金資産の金額は12,587千円減少し、法人税等調整額は12,587千円増加しております。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産税のほか、店舗設備の一部については、所有権移転外ファイナンスリース契約により使用しております。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額	減価償却累 計額相当額	期末残高 相当額
器具及び備品等	12,882千円	10,261千円	2,620千円

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	1,696千円
1年超	924千円
合計	2,620千円

(金融商品に関する注記)

1. 当社の金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等及び有価証券に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、営業保証金を預かるなどしてリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金と設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	666,977	666,977	—
(2) 売掛金	21,240	21,240	—
(3) 投資有価証券 其他有価証券	295,379	295,379	—
(4) 敷金及び保証金	692,958	689,896	△3,062
資産計	1,676,556	1,673,494	△3,062
(5) 買掛金	(19,710)	(19,710)	—
(6) 未払法人税等	(13,341)	(13,341)	—
(7) 社債	(200,000)	(200,790)	790
(8) 長期借入金	(443,948)	(444,612)	664
(9) 預り保証金	(152,268)	(128,495)	△23,773
負債計	(829,269)	(806,951)	△22,317
(10) デリバティブ取引	—	—	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 敷金及び保証金

一定の期間ごとに区分した当該敷金及び保証金の元金の合計額を国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

1年内償還長期預け金は、敷金及び保証金に含めて表示しております。

(5) 買掛金、並びに(6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当帳簿価格によっております。

(7) 社債

一定の期間ごとに区分した当該社債の元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8) 長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価格と近似していると考えられるため、当該帳簿価格によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額(※)を同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

1年内返済長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

(※) 金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金についてはその金利スワップのレートによる元利金の合計額

(9) 預り保証金

一定の期間ごとに区分した当該預り保証金の元金の合計額を国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(10) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(上記(8)長期借入金参照)。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区 分	平成24年3月31日
非 上 場 株 式	24,420

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額	217円21銭
(2) 1株当たり当期純利益	17円28銭

(持分法損益等に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(計算書類に関する注記)

※ 記載の金額は、その表示単位未満を切捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成24年5月10日

株式会社ワットマン
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 北川 卓哉 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 海野 隆善 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ワットマンの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員的一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査室等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及び附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月11日

株式会社ワットマン 監査役会

常勤監査役 本間直之 ⑩

監査役 七松 優 ⑩

監査役 浅尾 慶一郎 ⑩

(注) 監査役全員は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、業績の安定が見られたことから、以下のとおり配当いたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 2円 総額 21,877,480円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成24年6月28日

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役4名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	清水 一 郷 (昭和23年11月25日)	昭和46年4月 松下電器産業株式会社入社 (現パナソニック株式会社) 昭和53年9月 株式会社電化センターシミズ(現株式会社ワットマン)を設立、取締役に就任 昭和58年4月 当社専務取締役 平成元年4月 当社代表取締役社長 (現在に至る)	1,789,644株
2	田中 和 雄 (昭和24年2月1日)	昭和46年4月 三井物産株式会社入社 昭和56年3月 当社入社 昭和59年8月 当社常務取締役 平成元年4月 当社取締役副社長 平成18年1月 当社取締役副社長経理管掌 平成22年4月 当社取締役副社長経理管掌 兼 社長室室長 平成23年6月 当社取締役副社長 (現在に至る)	527,320株
3	渡 邊 英 伸 (昭和51年5月17日)	平成12年4月 マイクロソフト株式会社入社 (現日本マイクロソフト株式会社) 平成23年1月 当社入社 平成23年1月 当社顧問 平成23年6月 当社常務取締役 兼 社長室室長 兼 情報システム室室長 兼 内部監査室室長 (現在に至る)	-株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
4	清 水 とも子 (昭和25年8月6日)	平成3年7月 株式会社清水水合業社監査役に就任 平成12年10月 株式会社清水水合業社の株式会社ワ ットマンとの合併による解散のため退任 平成18年6月 当社取締役 (現在に至る)	257,456株

(注) 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

なお、会社法施行規則第74条に定める、取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役2名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	本 間 直 之 (昭和11年1月14日)	昭和36年4月 日立家庭電器販売株式会社入社 平成7年4月 株式会社日立ソフテック代表取締役 平成7年12月 株式会社ハイフレーム八千代代表 取締役 平成13年6月 当社常勤監査役 (現在に至る)	20,000株
2	七 松 優 (昭和32年2月23日)	昭和58年8月 公認会計士登録 昭和59年1月 税理士登録 昭和60年9月 向山公認会計士事務所入所、副所 長に就任 平成2年6月 当社監査役 (現在に至る) 平成4年7月 七松優公認会計士税理士事務所開 設、所長に就任 (現在に至る)	13,000株

- (注) 1. 各監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 本間直之氏及び七松 優氏は、社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者の選任理由、社外監査役としての独立性及び社外監査役との責任限定契約について

(1) 社外監査役候補者の選任理由及び独立性について

① 本間直之氏につきましては、企業経営者を経験しており、その豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって11年となります。

また、七松 優氏につきましては、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を、当社の監査体制にいかしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって22年となります。

② 本間直之氏及び七松 優氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。

(2) 社外監査役との責任限定契約について

当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。社外監査役候補者本間直之氏及び七松 優氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しており、選任後も引き続き当該責任限定契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

なお、会社法施行規則第76条に定める、監査役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

以 上

〈メモ欄〉

第36回定時株主総会 会場ご案内図

〒220-0005 神奈川県横浜市西区南幸2丁目16番地28

横浜国際ホテル 2階 松竹の間

電話 (045) 311-1311

